

大津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん治療に伴う外見上の変化を補うために補整具を購入したがん患者に対し、その購入に要した費用を助成することにより、その心理的及び経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「がん患者」とは、医療機関において、がんと診断され、抗がん剤、放射線照射等の脱毛症状の副作用を伴う治療又は手術等の外科的治療（以下「がん治療」という。）を現に受けている者及び過去に受けていた者をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱によるがん患者のアピアランスケア支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、がん患者のうち、第6条第1項の規定による申請の日において、本市に住民登録を有する者とする。

(助成対象費用)

第4条 助成金の交付の対象となる費用は、がん治療に伴う外見上の変化を補うために助成対象者が使用する次に掲げる補整具（当該補整具の附属物品及び当該補整具を手入れするための用品を除く。以下「補整具」という。）の購入に係る費用とする。

(1) 脱毛による外見の変化に対応するための補整具であって、次のいずれかに該当するもの

ア ウィッグ（ウィッグの装着時に皮膚を保護するために必要なネットを含む。）

イ 帽子

(2) 外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整具であって、次のいずれかに該当するもの

ア 補整下着

イ 補整パッド

ウ 人工乳房（乳房再建術により体内に埋め込まれたものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、他の制度により補整具の購入費用の助成を受けている場合にあっては、当該助成を受けた部分については、この要綱による助成の対象としない。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、補整具の購入に要した費用に相当する額と10,000円のいずれか少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

- 2 助成金の交付は、一の助成対象者につき、前条第1項第1号に該当する補整具にあつては1回を限度とし、同項第2号に該当する補整具にあつては左右それぞれ1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、大津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 購入した補整具の内容、金額、購入日等を明らかにした書類
- (2) 第4条第1項第1号に掲げる補整具に係る申請にあつては、脱毛の副作用がある抗がん剤、放射線照射等による治療を受けたことを証明する書類
- (3) 第4条第1項第2号に掲げる補整具に係る申請にあつては、がん治療に伴い乳房を切除したことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項の規定による申請は、補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。ただし、当該期間内に申請を行うことができないことについて相当の理由があると市長が認める場合にあつては、この限りでない。

(助成金の交付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、大津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

- 3 市長は、助成金の交付をしないことと決定したときは、大津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(助成金の額の確定)

第8条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第14条及び第15条の規定にかかわらず、助成金は、前条第2項の規定により通知した額で確定するものとする。

(交付請求書)

第9条 規則第18条の規定にかかわらず、助成金の交付の請求は、交付申請書の提出をもって

なされたものとみなす。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同日以後に補整用具を購入した者について適用する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に改正後の第4条第1項に規定する補整用具を購入した者について適用する。